

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第34号)

令和2年3月26日

徳情個審答申第 34 号

令和 2 年 3 月 26 日

徳島市長 遠 藤 彰 良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 2 条第 1 項第 3 号の
規定に基づく諮問について（答申）

令和 2 年 2 月 18 日に徳島市長から諮問のありました電子計算機結合に係る個人情報保護評価（国民健康保険被保険者情報等集約管理事務の結合先再委託による変更）の件について、次のとおり答申します。

結論

電子計算機結合に係る個人情報保護評価（国民健康保険被保険者情報等集約管理事務の結合先再委託による変更）について、特段の問題は認められない。

ただし、国民健康保険事務に関する個人情報保護評価については、過去の全項目特定個人情報保護評価及び電子計算機結合に係る個人情報保護評価での答申において、委託先及び結合先である徳島県国民健康保険団体連合会からの再委託についての注意を述べてきたところ、本件についても、全国規模の広域の取組ではあるが、再委託先の管理実態が不適切なものとならないよう、個人情報保護に一次的な責任を負う保険者たる徳島市として、継続して再委託先の状況を注視し、必要に応じ結合先に意見を述べられたい。

以 上

《参考1》

審査会委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年2月18日	実施機関から諮問書を受理した。
令和2年2月26日 (元年度第10回審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、概要説明及び質疑応答を行った。
令和2年3月26日 (元年度第12回審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、答申を決定した。